

## 福山市社会福祉協議会一般事業主行動計画

福山市社会福祉協議会では、すべての職員が子育てと仕事を両立しながら、自らの能力を十分に発揮できる環境を整備するとともに、安心して働き続けることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図るため、次の行動計画を策定します。

1. 計画期間      2026年（令和8年）3月1日から  
                    2031年（令和13年）2月28日までの5年間

### 2. 内 容

目標1：一斉定時退所日の徹底

実施時期：2026年4月～

内容：「心の豊かさ、ゆとりを求める意識変化の中、職員の活力の維持・増進に資するため」という一斉定時退所日の趣旨に則り、毎週水曜日を基本とするノー残業デーの徹底を図り、管理・監督者が率先して定時退所に努めます。

目標2：時間外勤務縮減の実施

フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働を30時間未満とし法定休日労働の日数を1日以内とする

実施時期：2026年4月～

内容：時間外勤務の縮減は、従来からの取組課題であり、これまでの取組を徹底し、管理・監督者が率先してより効率的な業務の見直しに努めるとともに、職場全体でワーク・ライフ・バランスの意識を深め、具体的な取組を実施していくことが最も効果的であると思われます。このためにも、特定の者に業務が集中することがないよう業務量の均衡に配慮を講じ、職員が育児に関する制度等を利用しやすい環境づくりをめざします。

目標3：振替・代休の計画的取得および有給休暇の取得促進

実施時期：2026年4月～

内容：週休日に勤務したことによる振替や休日に勤務したことによる代休について、未取得とならないよう計画的に実施するとともに、子看休暇（有給休暇）の適用範囲を広げ、子どもと触れ合う場の促進や、ゴールデンウィークや夏期研修を利用しての連続休暇の取得、業務多忙な職場においては、業務が一段落した際の休暇のまとめ取りなど、管理・監督者からの奨励を図ります。

目標4：男性職員の育児休業等取得の推進

男性労働者で育児休業を取得した者を1名以上とする

実施時期：2026年4月～

内容：男性職員が育児休業等を取得しやすくするための職場全体の雰囲気づくりを醸成するため、育児休業の奨励に努めるとともに、育児に関する休暇の取得の奨励について努めるよう、管理・監督者から積極的な声かけをしていき、きっかけづくりを行います。

目標5：育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

実施時期：2026年4月～

内容：育児休業を取得した職員について、適宜、通信手段等を活用し、職場の状況や育児の状況等について相互に連絡を取り合うとともに、育児休業中の制度改正等の情報提供を行い、他の職員や職場に支障をきたさないような配慮と意識の改革を図ります。

# 福山市社会福祉協議会一般事業主行動計画

(女性活躍推進法)

職員一人ひとりの「違い」を尊重し、互いに受入、多様性を活かすことにより、職員一人ひとりと組織が持てる力を発揮できる環境づくりを目指し、つぎのとおり行動計画を策定します。

1. 計画期間 2026年(令和8年)3月1日から  
2031年(令和13年)2月28日までの5年間
  
2. 目 標
  - 目標1: 女性職員の管理職への登用を20%以上にする。
  - 目標2: 家庭と仕事を両立できる体制の強化。
  - 目標3: 安心して働き続けることができる体制づくり。
  - 目標4: 時間外勤務縮減の実施。フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働を30時間未満とし法定休日労働の日数を1日以内とすることをめざします。
  
3. 取組内容
  - 2026年4月 ～ ハラスメント対策・メンタルヘルス対策の推進。
  - 2026年4月 ～ 多様な人材が活躍できる風土の醸成。
  - 2026年4月 ～ キャリアアップのための研修の充実。
  - 2026年4月 ～ 計画的年次有給休暇取得の徹底。
  - 2026年4月 ～ バランスのとれた、計画的な職員の雇用を目指す。
  - 2026年4月 ～ 職場全体でワーク・ライフ・バランスの意識を深め効率的な業務の見直しに努める。